

ファクト・シート

米国通関手続き地への到着 ...

学生に求められるもの

米国の入国及び税関執行の**学生・交換留学渡航者プログラム (SEVP)** は、アメリカ合衆国の学問的、教育的、そして文化的提供をうまく活用しながらここでの滞在を容易に出来る様傾倒してます。順調な旅に手間取らずにセキュリティーの向上を図る為、母国防衛省 (DHS) が米国への出入国手続きの一部に変更を設けました。外国人学生の念入りな計画と準備によってこれらの手続きに伴う遅れを最小限に抑える事が出来ます。

到着時の計画作り

SEVIS I-

20用紙で示されているプログラムの開始日より30日以上前にアメリカ合衆国への入る試みは拒否される可能性があります。

書類の常時携行

以下の書類は預け荷物に入れしないで下さい。預けた荷物が紛失又は後れを取った場合、通関手続き地で書類を呈示することが出来なくなります。結果的にはアメリカ合衆国に入国出来なくなるかもしれません。

1. 予定滞在期の日時より最低でも6ヶ月以降まで有効な各自のパスポート;
2. **SEVIS 用紙 I-20.**

他に、以下の書類も携行する事が強く推奨されます:

1. 金融的資力の証明;
2. 最近の授業料の領収証や成績証明書等の学生身分の証明;
3. **SEVIS**手数料の領収証書、**I-797**用紙;そして
4. 「指定された学校の職員」の名前と、24時間対応の緊急時の連絡番号を含めた連絡先の情報。

アメリカ合衆国内での旅と到着の手続きに関する総合的な情報を見るにはこちらをご覧ください:

<http://educationusa.state.gov/predeparture/travel/customs.htm>

入国筆記作業の仕上げ

空から到着の場合: 客室乗務員が税関申告書 (CF-6059) と出入国記録カード (I-94)

を配布致します。これらは着陸までに済ませなければいけません。

海・陸上から到着の場合: 通関手続き地でCBP官が必須の税関申告書 (CF-6059) と出入国記録カード (I-94)

を到着に伴って記入するよう提供してくれます。

通関手続き地への到着に当たって

到着旅客のターミナル・エリアまで進んでください。次の書類が呈示出来るよう用意して下さい: 各自パスポート; **SEVIS 用紙 (I-20)**; 出入国記録カード (**I-94**); 及び税関申告書 (**CF-6059**)。I-94

用紙には学校やプログラムではなく、滞在地の住所を示してください。

アメリカ合衆国へ入る全渡航者は各自入国願いの理由を必ず述べてなくてはなりません。最終目的地の情報も提供するよう要求されます。**CBP官に学生であると告げることが大事です。**

入学・参加する学校のプログラムの名称と住所を含む用意して下さい。

審査がうまく終わった時点で審査官が以下の事柄をします:

- **F・ビザ**所有者用の許容身分の期間 (“D/S”) を示す**SEVIS 用紙**へのスタンプ。
- **M・ビザ**所有者の**SEVIS**用紙へのプログラム終了日より30日越のスタンプ
- 出入国記録カード (**I-94**) へのスタンプとパスポートの中への貼付

アメリカ合衆国への入国許可が下りた後

学生はコースへの登録又はそれぞれ故意の参与の有効化の為に**SEVIS I-20**用紙にある日時の30日以内に各自学校に報告すべきです。これ等の不履行は重大な責任を負う結果に至るかもしれません。

追加情報

二次審査の要求

通行手続き地の**CBP**官が初期の段階で情報を確認出来ない、あるいは必須書類を全て持参していない場合、「二次審査」として知られる面接の場へ行く様指導される可能性があります。二次審査は審査官等が情報確認の為に追加的な調査を、他の到着旅客に遅れが生じずに行える場を与えます。

CBP官は初めに学生・交換留学・渡航者情報システム (**SEVIS**)

を用いての許容身分の確認を試みます。**CBP**官が学校から情報の確認を必要とした時の為に**各自の外国人学生アドバイザーの名前と電話番号**を知ってる事を強く推奨します。執務時間外(夕方・週末・祝日)

に到着した時の為に、緊急時又はその職員の執務時間外用の電話番号も携帯すべきです

米国政府の出入国手続きの従いへの怠慢はアメリカ合衆国への入国の拒否に至る場合がございます。一定の状況下では**CBP**官がアメリカ合衆国への一時入国を許可する「学生又は交換渡航者への通告」用紙 (**I-515A**) 発行するかもしれません。その場合には各自学校と協力して即刻妥当な書類を提出して下さい。

US-VISIT [ユーエス・ヴィジット]

ビザを所有する全ての非入国移住の渡航者は人種・出身国・宗教に関係なくユーエス・ヴィジットと呼ばれる、アメリカ合衆国への出入りの為に包括的登録型追跡システムに参加することになります。詳しくは：

www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial_0440.xml

国家セキュリティー出入登録システム (NSEERS)

国家セキュリティー出入登録システム、又は**NSEERS**、によって個々の付加的な情報を要求される場合がございます。登録の手続きの説明をまとめた資料が通関手続き地で求められます。詳しくは：

www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial_0440.xml

ICE